

観 参 第 5 5 5 号  
令和3年12月16日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）  
（公 印 省 略）

新型コロナウイルスの影響を受けた旅行者に対する  
旅行業法に係る関係事務の取扱いについて

件名については、令和2年3月27日付観参第1194号及び令和2年12月4日付観参第918号により、更新登録の申請において、基準資産額を算定する際の決算書類については、弾力的に取り扱うこととしており、また、令和3年6月15日付観参第155号では、「令和4年3月までに更新登録の申請期限を迎える事業者については、基準資産額を算定する決算書類を新型コロナウイルス感染症の拡大前に確定した直近の決算書（概ね令和2年1月以前に確定したもの）とすることも可能」としているところです。

上記の取扱いを行う期間について、令和5年3月までに更新登録の申請期限を迎える事業者にかかる更新登録の申請分までとして取り扱っていただきますようお願い申し上げます。